

受動喫煙のない社会を！

郡上市受動喫煙防止ガイドラインを策定しました

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正され、「特に健康影響が大きい子ども、患者等に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」などの具体的な対策が定められました。本市においても、郡上に暮らす人、訪れる人が共に幸せを感じ、幸せに暮らしていける「まち（感幸立市）」を目指すため、市民・事業者（団体）・行政が一体となって受動喫煙防止対策を推進するための指針として「郡上市受動喫煙防止ガイドライン」を策定しました。



なぜ受動喫煙防止が必要？

受動喫煙とは、本人がたばこを吸つていなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことを言います。

郡上市における受動喫煙防止対策の目指す姿

受動喫煙によって体内に取り込まれる煙には「ニコチン」「タール」などの多くの有害物質が含まれており、脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、妊娠や育児期においても、胎児の発育遅滞や乳幼児突然死症候群、小児の喘息など多くのリスクがあることが明らかとなっています。

たばこを吸う人が体内に取り込む煙（主流煙）より、たばこを吸わない人が取り込む煙（副流煙・呼出煙）の方が多くの有害物質が含まれているともいわれ、吸わないと守ることができます。

郡上市受動喫煙防止ガイドラインでは、国が目指す姿を参考として、下表のように、施設ごとにどのような対策をとるかを定めています。ガイドラインには、受動喫煙防止対策の種類やその具体例などを、詳細に示しています。詳しくは市ホームページに掲載していますので、ご確認いただき、みなさんの受動喫煙防止対策にぜひご活用ください。



市役所での受動喫煙防止に対する取り組み

〈庁舎内連携会議〉

関係課の職員で構成し、ガイドラインの内容の検討や受動喫煙対策に関する情報共有・検討などを実施し、庁舎全体で取り組みを推進しています。

で保健師が、受動喫煙の害に関する情報提供や禁煙支援を行っています。

望まない受動喫煙のない社会

をを目指し、みなさんで一体となって取り組みを推進していきましょう！

問 健康福祉部健康課

☎ 88・4511
(やまとつじ)

受動喫煙が大きい子ども、患者等に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」などの具体的な対策が定められました。本市においても、郡上に暮らす人、訪れる人が共に幸せを感じ、幸せに暮らしていける「まち（感幸立市）」を目指すため、市民・事業者（団体）・行政が一体となって受動喫煙防止対策を推進するための指針として「郡上市受動喫煙防止ガイドライン」を策定しました。

受動喫煙は、本人がたばこを吸つていなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことを言います。

受動喫煙によって体内に取り込まれる煙には「ニコチン」「タール」などの多くの有害物質が含まれており、脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、妊娠や育児期においても、胎児の発育遅滞や乳幼児突然死症候群、小児の喘息など多くのリスクがあることが明らかとなっています。

たばこを吸う人が体内に取り込む煙（主流煙）より、たばこを吸わない人が取り込む煙（副流煙・呼出煙）の方が多くの有害物質が含まれているともいわれ、吸わないと守ることができます。

※敷地内完全禁煙…屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する

敷地内禁煙…原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙場所の設置が可能

屋内禁煙…屋内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する

分類	具体的な施設	受動喫煙防止対策の種類(※)
屋内施設	①子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	<第一種施設> 児童福祉施設、学校、医療機関など 敷地内完全禁煙
	②官公庁施設 (市が設置し管理する施設)	<第一種施設> 行政機関の施設 (市役所庁舎など) 敷地内禁煙
		<第二種施設> 上記以外の施設（文化センター、図書館、体育館等） 敷地内禁煙または屋内禁煙
	③上記以外の多数の者が利用する施設	<第二種施設> 職場、飲食店、老人福祉施設、介護保険施設、公民館、商店など 敷地内禁煙または屋内禁煙
屋外	④子どもの利用が想定される公共的な空間	公園、遊園地、通学路、イベント会場等 受動喫煙防止のための配慮が必要